

2026年（令和8年）1月5日

施設を運営する事業者様

福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課
福 祉 サ ー ビ ス 担 当 課 長

物価高騰に伴う障がい福祉サービス事業所等への応援金等の支給について（御案内）

平素より、本市の福祉行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申しあげます。
物価高騰によって、運営経費が増加し、事業所運営にも苦慮されていることと存じます。

このような状況に鑑み、本市では、障がい福祉サービス事業所等を支援するための給付金を支給することといたしましたので、お知らせします。

支給に関する詳細は、別紙の「福山市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策事業について」を御確認ください。

【問合わせ先】

〒720-8501

福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課

事業者指定・指導担当

TEL：(084)928-1261 FAX：(084)928-1730

mail：shougai-fukushi@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策事業について

1 趣旨

物価高騰の影響を受けている障がい福祉サービス事業所等への支援として臨時に給付金を支給し、物価高騰等で事業運営に苦慮している障がい福祉サービス事業所・施設を支援するものです。

2 対象事業者

障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく指定障がい福祉サービス等を提供し、かつ、次のすべてに該当する事業所又は施設を運営する事業者

(1) 所在地が福山市内である。

(2) 2026年（令和8年）1月1日時点（支給基準日）において、指定障がい福祉サービス等の提供を行っている。

3 支給金額

別表のとおり

4 申請方法等

前回（2025年（令和7年）2月14日締切）実施した「障がい福祉サービス事業所等応援金及び食材料費」の支給を受け、振込口座等に変更がない場合は、新たに申請書を提出していただく必要はありません。

前回（2025年（令和7年）2月14日締切）の支給決定内容に応じ、別表に区分する額を支給します。

ただし、次に該当する場合は、「申請書」又は「辞退届」を必ず提出してください。

申請書：①2025年（令和7年）1月2日以降に新たに指定（法人の変更を含む）を受けた事業所がある場合

②事業所の休廃止又は再開等により、運営する支給対象事業所が前回と異なる場合

③振込口座を変更する場合

辞退届：①支給を辞退する場合

②支給基準日までに支給対象事業所等を運営しなくなった場合

【留意事項】

※申請書類は、メール又は郵送で提出してください。

提出時、メールの場合は件名の初めに、郵送の場合は封筒の表に【応援金等申請書類】と記載いただきますようお願ひいたします。

※申請書類は、福山市のホームページからダウンロードしていただき、必要な事項及び必要書類は、様式を御確認ください。

5 申請期間

2026年（令和8年）1月5日（月）～同月30日（金）まで

6 支給時期

支給の時期は、通知書を発送後、2026年（令和8年）2月下旬に口座へ振込予定です。

※振込みは、振込記録により御確認ください。

※支給は、各支給対象事業所等につき**1回限り**です。

【応援金】

サービス等の種類	区分	定員	金額
障害者支援施設（施設入所支援） 障害児入所施設	施設・入所系サービス	50人以上	200,000円
		50人未満	150,000円
療養介護 生活介護 短期入所 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 児童発達支援 放課後等デイサービス 就労選択支援	日中活動・通所系サービス	20人以上	100,000円
		20人未満	50,000円
共同生活援助 福祉ホーム	居住支援系サービス	10人以上	100,000円
		10人未満	50,000円
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 就労定着支援 自立生活援助 相談支援 保育所等訪問支援 障害児相談支援 移動支援 日中一時支援 居宅訪問型児童発達支援	訪問・相談系サービス (定員設定のないサービスを含む)		20,000円

【各地域活動支援センターに適用する金額】

センターの名称	区分	金額
ひだまり とまり木	日中活動・通所系サービス	100,000円
福山市視覚障害者地域活動支援センター 福山市聴覚障害者地域活動支援センター 地域活動支援センターHARUKURU		50,000円

【食材料費】

サービス等の種類	区分	金額等
障害者支援施設（施設入所支援） 障害児入所施設	施設・入所系サービス	1食当たりの食材料費 25円 1日当たりの食数 3食 対象日数 151日

備考

- 1 応援金の支給金額は、上記のサービス等の種類ごとに定員に応じた額とする。多機能型事業所、共生型事業所も同様とする。

なお、複数のサービス種類を通じて定員を定めた多機能型事業所であって、定員20人以上に該当する場合は、当該多機能型事業所が提供するいずれか1つのサービス種類を定員20人以上の額とし、その他のサービス種類は定員20人未満の額とする。
- 2 1にかかわらず、共同生活援助の金額は、住居ごとに当該住居の定員に応じた額とする。
- 3 各地域活動支援センターに適用する金額は、別途定める基準によるものとする。
- 4 応援金の支給回数は、事業所又は施設ごとに上記の各サービス等の種類につき1回限りとする。
- 5 食材料費は、支給対象期間を2025年（令和7年）11月から2026年（令和8年）3月までとし、定員数（複数のサービス種類を併せて運営する事業所の定員数は、当該複数のサービス種類のうち最大の定員数）に対して単価等を乗じて算出された額を支給することとする。